

公共沖第 515 号

令和元年 9 月 24 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合沖縄支部

支部長 平敷 昭人

(公印省略)

消費税法改正に係る消費税率及び地方消費税率引上げに伴う
スポーツ施設利用補助の取扱いについて（通知）

平素から共済組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

当支部では、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増嵩対策を図ることを目的とし、「スポーツパレス ジスタス（那覇、浦添、美里、ABLO うるま）」「スポーク・フィットネスセンター」「NB 沖縄」の 6 施設を指定施設と定め、スポーツ施設利用補助を実施しております。

この度、令和元年 10 月 1 日より消費税法改正に係る消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、組合員の施設利用補助に関する取扱いを下記のとおりとさせていただきますので、周知方よろしくお取り計らい下さい。

記

・組合員自己負担額

月 8 回まで 550 円（うち消費税 50 円）とする。

ひと月間 9 回目利用分より 1,100 円（うち消費税 100 円）を組合員自己負担とする。

・上記金額適用開始日

令和元年 10 月 1 日からとする。

※指定施設の利用方法、補助額等につきましては、福利厚生事務の手引き P253 又は当支部ホームページを参照下さい。

以上

公立学校共済組合沖縄支部

担当：比嘉

TEL:098-866-2720